

中国「反スパイ法」に黙る危険性

正論



東京大学教授
阿古 智子

3月初旬、香港出身の留学生が、身分証を更新するために香港に一時戻り、「国家の分裂を煽動した」として国家安全維持法違反の容疑で逮捕された。一部報道によると、インターネットで香港独立に関する情報を流したことが罪に問われる可能性があるという。

香港「国安法」域外適用

特に活発に政治活動をしていただけでもなく、単に自分の考えをインターネットに書き込んだだけなのだ。その彼女が日本で行った行為が問題となり、香港で逮捕された。それは、国家安全維持法が域外にも適用できるからだ。

近年、企業関係者や大学教員など、中国で多くの日本の民間人が拘束されている。2016年、日中友好団休理事長がスパイ容疑で拘束され、その後約6年間、厳しい居住監視、収監の日々を過ごすことを強いられた。17年、遼寧省で温泉開発のために地図を入手した地質調査会社の従業員が、国家機密を盗んだとして懲役5年6月の判決を受けた。

る北海道大学の教授が機密資料の収集を理由に、2カ月間拘束されている。同年、北海道教育大学で長年教鞭をとっていた元教授(中国籍)が中国に帰国した際に拘束された。中国当局はスパイ罪で起訴したと発表している。

そして今年3月には大手製薬会社、アステラス製薬の社員である50代日本人男性が、日本への帰国直前に反スパイ法違反の疑いで中国国家安全局に拘束された。

日本人をはじめとする外国人拘束の根拠になっているこの反スパイ法は14年11月に施行され、最高刑は死刑だ。しかし、同法には、具体的にどのようなことをすればスパイ行為だと認定されるのかは明記されていない。その上、スパイ行為はもとより、その任務の受託、補助、情報収集、金銭授受なども罪だとされる。

幅に内容が加えられた。現行法にある「国家機密の提供」だけでなく、スパイ行為が疑われる人物・組織が所有・使用する電子機器やプログラム、設備などの調査権限も規定し、「重要な情報インフラの脆弱性に関する情報」もスパイ行為の対象であると規定する。

かし日本の組織の中には、自らの学生や教員、従業員がこれら法律による取り締まりの対象になっても積極的に救済しようとせず、それどころか「違法行為をした」として処罰を検討することもある。

「規定通りに手続きを行う」「法律を守って秩序を整える」側面が評価されてきたが、常に根本にある重要なミッションは何であるのかを考え、臨機応変に必要な改革を行わなければ、重大な被害を出すことになる。「中国の国内法に

外国政府は口が出せない」などと問題を放置していれば、日本の司法制度ではあり得ない手法で、日本人や日本で学び働く外国人に刑が科されてしまう。

さらに深刻なのは言論空間に与える影響だ。身近に拘束や逮捕の情報を知り、不安が増していけば、日本で暮らす人々も常に安全を考慮して自らの思考や表現を抑制するようになる。そして、やがては日本でも言論の自由が保障されなくなってしまう。いや、すでに

めには、複雑な国際政治の文脈を読み解き、中国政府との交渉を巧みに進める必要もある。パスポートを没収され、日本に入国できない香港の留学生は、現在は保釈され、家で待機している。大学はオンラインでの授業参加を認めるなど、彼女が当面学習を継続できるように配慮すべきであろう。

言論空間の萎縮に疑問を感じても言動を控えるなら、その状態が当たり前になっていくだろう。本心に恐ろしいことだが、政府、企業、学校が、そして国民一人一人が強く意識しなければ、そうになっていることにも気づかないかもしれない。気づいた時には後戻りできない状態で、日本社会は多様な価値観が許容されない、活力のない状態に変貌しているだろう。

ただ、この問題を提起することでも不安が増し、一層言論空間が狭まる可能性もある。だから私は、常々学生たちに言論統制に対抗する技術力を高めるよう、リスクを管理しつつも恐怖心を制御し、心身の健康を維持して自らの信念を堅持するよう言っている。